

公 告 第 13 号
令和6年3月1日
フジシールグループ健康保険組合
理事長 圓尾 裕 昭



規約の変更について

令和6年3月1日より下記の通り規約を変更いたしましたのでお知らせいたします。

記

【変更前】

第44条 一般保険料額及び調整保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。

【変更後】

第44条 一般保険料額及び調整保険料額の107.50分の56.60は事業主、107.50分の50.90は被保険者において負担する。

【補足】

今回の規約変更による被保険者の保険料率は変更前と変わりありません。